

## 平成28年第5回南島原市教育委員会定例会

日時 平成28年5月27日(金) 午前11時  
場所 南有馬庁舎 2階会議室

### 議事日程

#### 第1 開 会

#### 第2 前回会議録の承認

#### 第3 会議録署名人の指名

#### 第4 教育長報告

#### 第5 議案審議

- ・ 議案第43号 南島原市における長崎県少年保護育成条例に基づく立入調査等要綱の制定について
- ・ 議案第44号 損害賠償の額の決定について
- ・ 報告第1号 南島原市口之津歴史民俗資料館展示工事業者選定委員会設置要綱の制定について

#### 第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について
- (2) 平成28年度南島原市一般会計補正予算(第2号)について
- (3) 次回教育委員会定例会の開催について
- (4) その他

#### 第7 閉 会

# 南島原市教育委員会定例会教育長報告

## ○平成28年4月の諸会議並びに諸行事

26日(火) 14:00 定例教育委員会(南有馬庁舎)

28日(木) 15:30 第2回熊本地震緊急支援本部会議(有家庁舎)

29日(金) 10:00 自然と遊ぼう2016(ありえ俵石自然運動公園)

## ○平成28年5月の諸会議並びに諸行事

2日(月) 9:30 校長会総会・第1回研修会(コレジヨホール)

3日(火) 9:00 第18回十八銀行旗争奪少年柔道大会(南有馬武道館)

6日(金) 10:00 第1回教頭会研修会(コレジヨホール)

10日(火) 9:00 部局長会議(有家庁舎)

13:00 長崎県公民館大会第1回実行委員会(島原市)

19:30 スポーツ推進委員会総会(南有馬庁舎)

12日(木) 9:30 長崎県校長会研究大会南島原・島原・雲仙大会(コレジヨホール)

11:00 災害派遣職員激励会(西有家庁舎)

13日(金) 10:00 島原更生保護女性会総会(島原市)

14:00 学校事務研究会総会(オアシスセンター)

15日(日) 9:00 中学校体育大会(深江、西有家、加津佐、北有馬、有家、布津)

16日(月) 13:30 島原半島租税教育推進会議総会(島原市)

17日(火) 14:00 みんなの森守実行委員会総会(西有家庁舎)

19:30 第2回アクアスロン大会実行委員会(南有馬庁舎)

18日(水) 10:00 全国都市教育長協議会定期大会並びに研究大会徳島大会(～21日)

10:00 口之津歴史民俗資料館プロポーザル会議(南有馬庁舎)

21日(土) 9:00 島原半島退職校長会定例総会南島原大会(深江町ザ・マーキーズ)

14:30 P T A連合会総会(コレジヨホール)

22日(日) 9:00 中学校体育大会(口之津、南有馬)

23日(月) 14:30 社会教育委員兼公民館運営審議会委員会議(南有馬庁舎)

24日(火) 10:00 市町村教育委員会連絡協議会総会及び研修会(大村市)

25日(水) 9:30 校長当初面談(南有馬庁舎)

19:00 南島原市保育会総会・研修会(コレジオホール)

議案第 4 3 号

南島原市における長崎県少年保護育成条例に基づく立入調査等要綱の制定について

提案理由

長崎県の事務処理の特例に関する条例に基づき南島原市が処理する事務のうち、長崎県少年保護育成条例第 2 1 条第 1 項の規定による立入調査の実施に関して、要綱を制定するもの。

平成 2 8 年 5 月 2 7 日提出

南島原市教育委員会  
委員長 坂上 三徳

南島原市における長崎県少年保護育成条例に基づく立入調査等要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）に基づき南島原市が処理する事務のうち、長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号。以下「県条例」という。）第21条第1項の規定による立入調査等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、県条例における用語の例による。

(立入調査を行う者)

第3条 立入調査を実施する関係公務員（以下「関係公務員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が指定する。

- (1) 南島原市教育委員会事務局職員
- (2) 南島原市立中学校教員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 市長は、前項の規定により関係公務員として指定した者に、立入調査員証票（様式第1号。以下「証票」という。）を交付するものとする。

3 市長は、関係公務員が、その指定を受ける際有していた第1項第1号若しくは同項第2号に規定する身分を失ったとき又は関係公務員として適当でないと認めるときは、指定を解除し、証票を返還させるものとする。

(立入調査の区域)

第4条 立入調査の区域は、南島原市の区域内とする。

(留意事項)

第5条 市長が指定する関係公務員が立入調査を行う場合は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 立入調査は、行政上の調査権に基づく事務調査であつて、犯罪捜査のために行うものではないことに留意するとともに、県条例の目的を逸脱し、市民の権利を不当に侵害することのないように行うこと。
- (2) 立入調査に当たっては、県条例を携帯すること。
- (3) あらかじめ立入調査を受ける者又は団体の関係者（以下「関係者」という。）に、証票を提示し、県条例の趣旨を説明し、十分な理解及び協力を得るように努めること。
- (4) 服装、言葉遣い及び態度を厳正にし、関係者に不信不快の念を抱かせることのないようにすること。
- (5) 立入調査は、営業時間中に行うこととし、いたずらに長時間にわたり県条例第21条第1項に掲げる場所（以下「営業の場所等」という。）に留まることのないように配慮すること。
- (6) 県条例に違反するおそれがあると認めるときは、関係者に注意を促し、適正を期すること。

(調査事項)

第6条 関係者に対する調査事項は、別表に掲げる営業の場所等に応じたものとする。

(報告)

第7条 市長が指定する関係公務員は、立入調査において次に掲げる事項を発見した場合は、その状況を立入調査報告書(様式第2号)により、その都度速やかに市長に報告しなければならない。

(1) 関係者が、立入り若しくは調査を拒み、妨げ、又は忌避し、質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出した事項

(2) 前号に掲げるもののほか、県条例に違反する事項

(3) 県条例第3条、第4条又は第6条の規定に基づく長崎県知事の指定が必要であると思われる事項

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

別表（第6条関係）  
調査事項

営業の場所等	指導	お願い
(1) 興行を行う者について (条例第3条)	ア 有害興行であることを認識しているか。 イ 少年を入場させないよう県規則で定める標識を入口に適切に掲示しているか。 ウ 少年とおぼしき者については、身分証明書等で確認しているか。 エ 少年に有害興行を観覧させていないか。	
(2) 図書類を販売し、貸付けし、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者 (条例第8条に規定する自動販売機等業者を除く。)について (条例第4条)	ア 有害図書類であることを認識しているか。 イ 少年に対して、有害図書類を販売し、配布し、贈与し、貸付けし、見せ、聞かせ、又は少年と交換していないか。 ウ 有害図書類を他の図書類と区分して、店内の容易に監視できる場所に陳列し、少年の目に触れないような方法をとっているか。 エ 有害図書類の陳列場所に、県規則で定める標識を適切に掲示しているか。 オ 少年とおぼしき者については、身分証明書等で確認しているか。	有害図書類以外のものでも、少年に有害と思われるものについては、有害図書類に準ずる措置を採るようお願いします。
(3) 広告物主について (条例第5条)	ア 内容の変更や除去等の必要な措置を命ぜられた広告物であることを認識しているか。 イ 知事の措置命令を受けた広告主が、その命令を遵守しているか。	
(4) 玩具類の販売又は貸付けを業とする者(条例第8条に規定する自動販売機等業者を除く。)について (条例第6条)	ア 有害玩具類であることを認識しているか。 イ 少年に対して、有害玩具類を販売し、配布し、贈与し、貸付けし、見せ、又は少年と交換していないか。 ウ わいせつ玩具類の陳列の方法、場所等について配慮がなされているか。 エ 少年とおぼしき者については、身分証明書等で確認しているか。	有害玩具類以外のものでも、少年に有害と思われるものについては、有害玩具類に準じる措置を採るようお願いします。
(5) 薬品類、塗料又は接着剤を販売する者について (条例第7条)	ア 規則で定める特定薬品等を、不健全に使用のおそれがあることを知って、少年に販売していないか。 イ 少年とおぼしき者については、身分証明書等で確認しているか。	
(6) 図書類・玩具類の自動販売機等業者について (条例第8条) (条例第10条)	ア 有害図書類又は有害玩具類であることを認識しているか。 イ 自動販売機等に有害図書類及び有害玩具類を収納していないか。 ウ 有害として指定される前に収納していた図書類を有害指定の公示又は通知後直ちに除去しているか。 エ 有害として指定される前に収納していた玩具類を有害指定の公示後直ちに除去しているか。 オ 自動販売機等の見やすい箇所に知事が交付する届出済証及び表示票を貼付しているか。	自動販売機等に少年に有害と思われる図書類及び玩具類を収納しないようお願いします。 (条例第9条)
(7) 避妊用品を販売する者について (条例第10条)	ア 避妊用品自動販売機については、常に監視できる屋内に設置し、かつ、屋外から購入できないような措置を講じているか。	避妊用品を少年に販売しないようお願いします。
(8) 質屋業又は古物商を営む者について (条例第11条)	ア 少年から保護者の承諾のない物品を質にとり、又は買受けていないか。 イ 少年とおぼしき者については、身分証明書等で確認しているか。	
(9) 深夜興行者等について (条例第14条)	ア 深夜興行又は深夜営業であることを認識しているか。 イ 少年を入場させないよう規則で定める標識を入口に適切に掲示しているか。 ウ 少年とおぼしき者については、身分証明書等で確認しているか。 エ 少年に深夜興行を観覧させていないか。	インターネットカフェ等ではフィルタリングやオープン席の推奨についてお願いします。

様式第1号（第3条関係）

第	号	
立入調査員証票		
写真	所属 職名 氏名 生年月日	
上記の者は、長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）第21条に規定する立入調査等の権限を有する者である。		
年	月	日
南島原市長		〇〇〇〇 印

（表）

長崎県少年保護育成条例抜すい	
（立入調査）	
第21条 知事は、第3条、第4条、第4条の3、第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第11条、第14条、第16条又は第17条の規定を実施するため必要があるときは、関係公務員に、営業時間中興行場その他の営業所内に立入調査させ、又は関係者から資料の提出を求めさせ、若しくは関係者に対して質問させることができる。	
2 前項の規定による立入調査は、必要の最少限度において行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。	
3 関係公務員は、第1項の規定による立入調査を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。	

（裏）



様式第2号(第7条関係)  
立入調査報告書

調査年月日 年 月 日			調査機関名			調査員氏名 ①		
番号	種類別業種等	店数	番号	種類別業種等	店数	番号	種類別業種等	店数
有害図書類			有害がん具類			特定薬品		
1	書店		1	玩具店		1	文具店	
2	貸本店		2	デパート・スーパー		2	金属・塗料店	
3	レコード・楽器店		3	コンビニエンスストア		3	建材店	
4	コンビニエンスストア		4	模型店		4	雑貨店	
5	図書のスタンド店		5	刃物・雑貨店		5	コンビニエンスストア	
6	ビデオ店		有害興行等			6	デパート・スーパー	
7	自動車部品店・ガソリンスタンド		1	映画館		7	薬局・薬店	
8	デパート・スーパー		2	劇場等		自動販売機等		
9	電器店・カメラ店		3	カラオケボックス・インターネットカフェ		1	図書類	
10	携帯電話等販売店・パソコン店		広告物			2	玩具・性器具	
調査場所の総数 [                      ]								
調査状況・問題点等及び所見								
店名等		代表者		所在地・TEL		状況・問題点等及び所見		
○地域の環境浄化について、問題点や気づき等があれば、記入すること。								

※ 種類別業種等の項目については、例えば図書・ビデオ両方を販売している場合は主たる方で集計すること。

議案第 4 4 号

損害賠償の額の決定について

提案理由

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、南島原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条 8 号により、教育委員会の意見を求める。

平成 2 8 年 5 月 2 7 日提出

南島原市教育委員会  
委員長 坂上 三徳

1 賠償の理由

平成27年6月11日の豪雨により、史跡日野江城跡で崖面の崩落が発生し、当該敷地内の農業用倉庫及び農機具類に被害をもたらした。当該被害は、史跡を管理する上で、樹木伐採等の予防措置が万全でなかったため被害が発生したもので、南島原市の瑕疵が認められることから、当該物件について、損害賠償の額を決定する必要があるもの。

2 賠償の金額

6, 539, 781円

3 賠償する相手方

# 平成28年第5回南島原市教育委員会定例会

日時 平成28年5月27日(金) 午前11時  
場所 南有馬庁舎 2階会議室

## 追加議事日程第1

第1 議案第45号 南島原市教育支援委員会委員の委嘱について

議案第45号

南島原市教育支援委員会委員の委嘱について

提案理由

南島原市教育支援委員会条例第3条の規定により提案する。

平成28年5月27日提出

南島原市教育委員会  
委員長 坂上 三徳

# 平成28年度 南島原市教育支援委員会委員名簿

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

区 分	No	氏 名	備 考
条例第3条1号関係	1	植木 英祐	
	2	城野 健児	
	3	村川 佳恵	
	4	田原 章子	
条例第3条2号関係	5	小嶺 嘉太郎	
	6	松嶋 吉秀	
	7	藤原 謙司	
	8	小淵 優子	
条例第3条3号関係	9	永友 須美	
	10	市倉 久美	
条例第3条4号関係	11	川口 和典	
	12	宮崎 郷徳	
	13	松島 興太郎	

## 報告第1号

### 南島原市口之津歴史民俗資料館展示工事業者選定委員会設置要綱の制定について

#### 提案理由

南島原市口之津歴史民俗資料館展示工事を行う予定である。業者選定について、指名によるプロポーザル方式で請負業者の選定を行うが、適正に業者を選定するための要綱の制定について、南島原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、臨時に代理したので報告するもの。

平成28年5月27日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

## 南島原市口之津歴史民俗資料館展示工事業者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 南島原市が行う、南島原市口之津歴史民俗資料館展示工事について、その請負業者を適正に決定するため、南島原市口之津歴史民俗資料館展示工事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 選定委員会は、南島原市口之津歴史民俗資料館展示工事に係るプロポーザル応募者の提案について審査を行い、優秀な業者を選定するものとする。

### (組織)

第3条 選定委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 教育委員会教育次長
- (2) 企画振興部長
- (3) 建設部長
- (4) 企画振興部企画振興課長
- (5) 建設部都市計画課長

### (学識経験者)

第4条 選定委員会は、プロポーザルを行おうとするとき、又は業者を選定しようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

### (委員長)

第5条 選定委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

### (会議)

第6条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

### (庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

### (委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に



定める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。